

議提第 5 号

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 4年12月19日

提出者 白石市議会議員 松野久郎

賛成者 白石市議会議員 伊藤勝美

〃 〃 高子秀明

〃 〃 高橋鈍斎

〃 〃 佐久間儀郎

〃 〃 菊地忠久

〃 〃 角張一郎

〃 〃 保科善一郎

白石市議会議長 小川正人 殿

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

白石市議会議員定数条例（平成12年白石市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
白石市議会議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>16人</u> とする。	白石市議会議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>18人</u> とする。